

再生可能エネルギー設置事業に係る 質疑応答集

※本書を利用するにあたっての留意点

この質疑応答集は判断基準を示すものでありますが、各事案の一面のみから判断しているものが多数あるので、具体的事案が設問どおりであるからといって、一概に回答どおり許可又は不許可該当等に相当するものであるとは言えない場合もあります。

個別具体事案の判断に際しては、必ず問い合わせください。

1. 事業区域関係

問 1	一部分が特別保全区域となる場合、許可が必要か	R2.4	P4
問 2	一部分が特別保全区域で、分筆して区域外のみを事業地とする場合に許可が必要か	R2.4	P4
問 3	事業区域が隣接自治体とまたがる場合	R2.4	P4
問 4	分筆や境界確定は必要か	R2.4	P4
問 5	事業区域内に官地がある場合	R2.4	P4
問 6	2 つ以上の ID の取扱い	R2.4	P4
問 7	旗竿の区画の場合、旗竿部分も事業区域となるのか	R2.4	P4
問 8	排水施設は事業区域となるのか	R2.4	P5
問 9	キュービクル(変電設備)から先のケーブルや電線は事業区域となるか	R3.1	P5
問 10	事業区域の土地所有者の同意は必要か	R3.1	P5

2. 申請・手続き関係

問 1	売却予定の場合の申請者	R2.4	P6
問 2	代理申請の場合	R3.11	P6
問 3	設計者の資格	R2.4	P6
問 4	他法令の申請は必要か	R2.4	P6
問 5	他法令の申請時期	R2.4	P6
問 6	標準処理期間	R2.4	P7
問 7	変更許可は再度審議会が必要か	R2.4	P7
問 8	変更許可が不要な軽微な変更	R2.4	P7
問 9	営農型の太陽光は許可が必要か	R2.4	P7
問 10	建築確認が出ていない建築物の屋上に設置する場合	R2.4	P7
問 11	許可申請後の補正に時間を要し、審議会に間に合わない場合	R2.4	P7
問 12	経歴書の工事履歴は何年分記載すればよい	R2.4	P7
問 13	建設業許可はどの業種が必要か。	R3.1	P8
問 14	郵送による申請は可能か	R3.11	P8

問 15	中間検査	R7.10	P8
問 16	完了の届出等	R7.10	P8

3. 説明会関係

問 1	説明会での注意事項	R2.4	P9
問 2	2 つ以上の自治会が対象の場合の開催回数	R2.4	P9
問 3	説明会に代えて戸別訪問でよいか	R2.4	P9
問 4	事前協議前に実施した説明会の取扱い	R2.4	P9
問 5	1 0 0 m の範囲が市外の場合、市外も説明会の対象になるか	R2.4	P9

4. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 2 号）関係

問 1	緩衝帯に設置できないもの	R2.4	P10
問 2	複数の自治体にまたがる事業の緩衝帯について	R3.11	P10
問 3	低木、目隠しフェンス等の基準	R3.11	P10
問 4	透視図の基準。	R3.11	P10
問 5	透視図は現況写真に合成したもので可能か	R2.4	P11

5. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 3 号）関係

問 1	砂防指定地等の区域を含む場合、事業は可能か	R2.4	P12
-----	-----------------------	------	-----

6. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 4 号）関係

問 1	宅造認定品の補強土壁（テールアルメ）は使用可能か	R2.4	P13
問 2	斜面（30 度未満）に太陽光パネルを設置可能か	R2.4	P13
問 3	造成の基準は	R3.11	P13

7. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 5 号）関係

問 1	雨水の浸透施設の設置	R2.4	P14
問 2	排水先が確保できない場合	R2.4	P14
問 3	調整池等の設置	R2.4	P14
問 4	流量計算の係数	R3.11	P15
問 5	流量計算が必要な範囲	R2.4	P15
問 6	排水の流下速度	R2.4	P15

8. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 6 号）関係

問 1	地質調査が必要な事業	R2.4	P16
問 2	段切り、締固め以外にその他必要な措置とは	R2.4	P16
問 3	境界に設置する境界杭及びフェンス等の工作物	R2.4	P16
問 4	工事施工中の進入路	R3.11	P16

9. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 7 号）関係

問 1	後退が必要な道路の種類	R2.4	P17
問 2	後退箇所は分筆が必要か	R2.4	P17
問 3	後退箇所は分筆して寄付できるか	R2.4	P17
問 4	後退が必要な道路が 2 項道路の場合	R2.4	P17
問 5	道路反対側がこの条例で後退している場合	R2.4	P17
問 6	工事車両の通行がない（出入りがない）箇所も道路の後退が必要か	R2.4	P17
問 7	工事完了後も後退していないといけないのか	R2.4	P17
問 8	後退箇所の構造及び設置できるもの	R2.4	P18
問 9	現状で道路と事業区域との高低差がある場合	R2.4	P18

10. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 8 号）関係

問 1	反射光の検討方法	R2.4	P19
問 2	反射光の検討範囲	R2.4	P19
問 3	工事や搬入の時間、期間等の制限	R2.4	P19
問 4	騒音規制基準	R7.10	P19

11. 審議会関係

問 1	審議会の審議委員及び内容は公表しているか	R2.4	P20
問 2	審議会に出席可能か	R2.4	P20
問 3	審議会の開催時期	R2.4	P20
問 4	審議会が不許可の判断になった場合	R2.4	P20
問 5	審議会から許可までの日数	R2.4	P20

12. 是正・措置命令関係

問 1	罰則はあるのか	R2.4	P21
問 2	是正・措置命令に違反した場合	R2.4	P21
問 3	許可の取消しになる要件	R2.4	P21
問 4	許可が取消された場合の電力会社との契約	R2.4	P21

1. 事業区域関係

問 1 一部分が特別保全区域となる場合、許可が必要か。

答 必要。図面等は全体の事業計画で提出すること。

問 2 一部分が特別保全区域で、分筆して区域外のみを事業区域とする場合に許可が必要か。

答 不要。

問 3 事業区域が隣接自治体とまたがる場合。

答 条例の対象は桐生市内の事業地になりますが、図面等は全体の事業計画で提出すること。

問 4 分筆や境界確定は必要か。

答 事業区域の境界は境界確定し、必要に応じて分筆をすること。
事業区域が確定することで条例に規定する「該当自治会」、「近隣住民」、「緩衝帯」等が決まることから、事前協議書提出の時点で分筆登記すること。

問 5 事業区域内に官地がある場合。

答 事業区域に含める場合は、払下げや公共物使用許可申請の手続きが必要。

問 6 2つ以上の ID の取扱い。

答 事業計画（ID）ごとの申請が必要。

問 7 旗竿の区画の場合、旗竿部分も事業区域となるのか。

答 事業区域となる。

1. 事業区域関係

問 8 排水施設は事業区域となるのか。

答 事業区域となる。

問 9 キュービクル（変電設備）から先のケーブルや電線は事業区域となるか。

答 最終的な管理区分（東電パワーグリッド管理の施設は送電事業になり、条例の対象外）で判断し、事業者管理施設は事業区域となります。確認のため管理区分の協議書などを添付すること。

問 10 事業区域の土地所有者の同意は必要か。

答 所有権等の権利を有する者の同意は必要。例）所有権、抵当権、水利権など

2. 申請・手続き関係

問 1 売却予定の場合の申請者。

答 申請時点の事業者が申請者になります。なお、事業完了前に事業者が変わる場合、変更許可が必要。検査済証後は不要。

問 2 代理申請の場合。

答 行政書士法第 1 条の 3 に基づき、法律に定めのある場合を除いて、行政書士の資格を有すること。
または、用途が建築物の建築を伴う場合については、建築士法第 21 条に基づき、建築士の資格を有すること。(建築確認申請上必要な建築士の資格を有すること。)

問 3 設計者の資格。

答 次のいずれかに該当する場合は設計者の資格証明書等が必要。
・事業区域の面積が 1ha 以上
・5 メートルを超える擁壁を設置
・切盛面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設設置

問 4 他法令の申請は必要か。

答 必要。

問 5 他法令の申請時期。

答 条例の許可申請までに関係法令の許可等を取得する。ただし、以下のものはこの限りでない。
農振除外・・・農林振興課と調整必要。
農 転・・・農業委員会と調整必要。
林地開発・・・群馬県の森林関係部局と調整必要。
盛土規制法・・・群馬県の盛土規制関係部局と調整必要。

2. 申請・手続き関係

問 6 標準処理期間。

答 目安として、事前協議の申請があってから「6 か月～9 か月」となります。

問 7 変更許可は再度審議会が必要か。

答 事前協議から再度手続きを行うため必要。ただし軽微な変更を除く。

問 8 変更許可が不要な軽微な変更。

答 以下のものは軽微な変更として扱います。

- ・事業者や施工業者等の、住所の変更
- ・事業者や施工業者等の、社名変更、会社分割、合併、相続及び戸籍変更によるもの
- ・事業の期間及び工程の変更

問 9 営農型の太陽光は許可が必要か。

答 必要。建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないため。

問 10 検査済証が出ていない建築物の屋根や屋上に設置する場合。

答 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物と確認できれば不要。

問 11 許可申請後の補正に時間を要し、審議会に間に合わない場合。

答 補正期限までに必要な補正がされない場合は次回の審議会の審議となる。

問 12 経歴書の工事履歴は何年分記載すればよいか。

答 3 年分。

2. 申請・手続き関係

問 13 建設業許可はどの業種が必要か。

答 電気工事業や土木工事業（土木一式）。その他、必要な業種を添付すること。

問 14 郵送による申請は可能か。

答 不可。

問 15 中間検査

答 造成工事完了後（排水施設等の設置完了時）に実施。現地にて土地の造成、擁壁、貯留・浸透・排水施設等の安全性について、検査を実施する。目視出来ない場合は、写真等で確認する。

問 16 完了の届出等

答 発電設備の稼働及び売電については、工事完了後、検査済証の通知後とすること。

3. 説明会関係

問 1 説明会での注意事項。

答

- ・会場や日時は参加しやすいように設定すること
- ・開催予定日の2週間前までに対象者に周知すること（回覧板の場合は、2週間前までに回り切るようにすること）
- ・説明会に出席できなかった近隣住民等から求めがあった場合は事業計画の説明及び意見書の提出に応じること
- ・必要に応じて、理解・納得が得られるまで複数回行うこと
- ・近隣住民等の理解が得られるよう、意見や要望について協議を行い、必要に応じて事業計画案を修正するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持すること

問 2 2つ以上の自治会が対象の場合の開催回数。

答 開催回数に規定はありませんが、複数回の開催を求められたら応じること。

問 3 説明会に代えて戸別訪問でよいか。

答

原則、説明会を開催する。

ただし、感染症対策や大規模な災害等で実施が困難な場合、事前に市と協議して、戸別訪問等に代えることができる。その場合は以下に注意すること。

- ・説明資料に土地利用計画平面図等を添付すること
- ・住民からの意見受付について十分な期間を設けること（戸別訪問・・・2週以上、回覧・・・3週以上）
- ・説明を求められたら真摯に対応すること
- ・すべての協議（やり取り）を記録し提出すること

問 4 事前協議前に実施した説明会の取扱い。

答 条例に規定する説明会に該当しないため、事前協議終了後に再度、説明会の開催が必要。

問 5 100mの範囲が市外の場合、市外も説明会の対象になるか。

答 市外も対象となる。

4. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 2 号）関係

問 1 緩衝帯に設置できないものはなにか。

答 設置できないもの・・・再生可能エネルギー発電設備
○電気設備
例) 発電機、変圧器、遮断器、電力貯蔵装置（蓄電）、PCS（パワコン）
○原動力設備
例) 太陽電池、風力機関
○付帯設備
例) 太陽光パネルの架台、ケーブル

設置できるもの・・・上記以外のもの

・送電線路、管理用道路、排水設備（調整池）、フェンス、樹木、電柱など

問 2 複数の自治体にまたがる事業の緩衝帯について。

答 桐生市以外の事業地も面積に含み、合計面積に応じた緩衝帯を設けること。

問 3 低木、目隠しフェンス等の基準。

答 目隠しフェンス・・・・・・・・1.8m以上
植栽・・・・・・・・1.8m以上
ネットフェンス＋植栽・・・ネットフェンスは 1.1m 以上で、植栽は目隠しフェンスと同程度の効果があるもの
※ネットフェンスにシート等で目隠しするものは不可。
説明会において、近隣住民等から安全面や防犯面から「目隠しフェンス」ではなく、「ネットフェンス等」にしてもらいたい旨の意見等があれば、「ネットフェンス等」でも可。

問 4 透視図の基準。

答 事業地を視認可能な公道上 H=1.8m の高さから、事業地を見た景色で作成すること。（着色したもの）
大規模な事業の場合、別途、景観条例担当課と協議のうえ、必要であれば、主たる眺望点よりの透視図を添付すること。

4. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 2 号）関係

問 5 透視図は現況写真に合成したもので可能か。

答 可能（現況写真と同じ写真を使用すること）。
 なお、Google 等の航空写真は現況が変わっていることもあるため不可。

5. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 3 号）関係

問 1 砂防指定地等の区域を含む場合、事業は可能か。

答 含む場合は、関係機関と協議し許可等を得られれば可能。

6. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 4 号）関係

問 1 宅造認定品の補強土壁（テールアルメ）は使用可能か。

答 可能ですが、認定の条件により、擁壁の設置は地方公共団体等が管理することになる土地、若しくは地区計画等により土地利用計画が保全されることが確実である土地に限られます。

問 2 斜面（30 度未満）に太陽光パネルを設置可能か。

答 可能。なお、造成等の基準に適合する必要があります。

問 3 造成の基準は。

答 宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、その他関係法令及び宅地造成マニュアル（平成 19 年 3 月 28 日国都開第 27 号）によります。

7. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 5 号）関係

問 1 雨水の浸透施設の設置基準。

答 浸透施設を設置する場合は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものとする。

なお、以下の場所は設置不可。

- ・ 沖積低地（デルタ地帯）
 - ・ 盛土による人工改変地
 - ・ 第三紀砂泥岩の切土面
 - ・ 旧河道、後背湿地、旧湖沼
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、また、地下への雨水の浸透によってのり面の安定が損なわれるおそれのある区域、地下へ浸透させることによって周辺の居住及び自然環境を害するおそれのある区域
 - ・ 透水性があまり期待できない土質
 - ・ 地下水位と浸透施設の底面が近く浸透能力
 - ・ 建築物の近傍
 - ・ 斜面近傍で次に該当する箇所
- ・ 切土で第三紀砂泥岩
 - ・ 法令指定地（急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・土砂災害警戒区域・旧宅地造成工事規制区域など）
 - ・ ハザードマップ（地すべり・土石流・斜面崩壊危険地域図など）の土砂災害危険箇所
 - ・ 人工改変地
 - ・ 切土斜面とその周辺
 - ・ 盛土地盤の端部斜面部分（擁壁など設置箇所を含む）とその周辺

問 2 雨水の排水先が確保できない場合。

答 排水先まで排水施設を設置すること。
困難な場合は、浸透施設を設置すること。（設置不可の場所もあり、問 1 参照）
地盤の浸透性が確認できない場合は、浸透試験を実施すること。

問 3 調整池等の設置。

答 放流先の排水能力によりやむを得ない場合は可能で、その場合の基準は以下。
0.5 ha未満・・・30 分貯留（開発の基準準用）
0.5ha 以上 1.0 ha未満・・・60 分貯留（開発の基準準用）
1.0 ha以上・・・30 年確率（林発の基準準用）

7. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 5 号）関係

問 4 流量計算の係数。

答 再生エネルギー発電設備及び防草シートは 1.0。

問 5 流量計算が必要な範囲。

答 0.5 ha未満・・・一時放流先まで
0.5ha 以上・・・河川その他の公共水域まで

問 6 排水の流下速度。

答 排水の流速は基準（0.8m／秒～3.0m／秒）に適合すること。（縦排水は除く）

8. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 6 号）関係

問 1 地質調査が必要な事業は。

答 軟弱地盤や切土・盛土をする場合、設計・施工で必要。

問 2 段切り、締固め以外にその他必要な措置とは。

答 原地盤の処理、盛土材料、敷均し厚さ、含水量調節及び安定処理、防災小堤について施工にあたって留意すること。

問 3 境界に設置する境界杭及びフェンス等の工作物。

答 境界には境界杭を必ず設置する。フェンス等は必ずしも境界に設置する必要はない。

問 4 工事施工中の進入路。

答 防災計画図に、工事施工中の進入路（W=4.00m）を図示すること。

9. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 7 号）関係

問 1 後退が必要な道路の種類。

答 市道、林道、農道、2 項道路（建築基準法 42 条）、里道（赤道、馬入れを含む。）及び一般交通の用に供する場所。

問 2 後退箇所は分筆が必要か。

答 不要。

問 3 後退箇所は分筆して寄付できるか。

答 道路管理者と協議が必要。

問 4 後退が必要な道路が 2 項道路の場合。

答 2 項道路の協議が必要な場合がありますので、事前に確認すること。

問 5 道路反対側がこの条例で後退している場合。

答 道路反対側がこの条例で後退していても、後退箇所は私有地で道路ではないため、一方後退 4 m が必要。

問 6 工事車両の通行がない（出入りがない）箇所も道路の後退が必要か。

答 必要。

問 7 工事完了後も後退していないといけないのか。

答 維持管理、保守点検、機材の交換等のため、工事完了後も車両が通行するため後退は必要。

9. 許可基準・審査（条例 14 条 1 項 7 号）関係

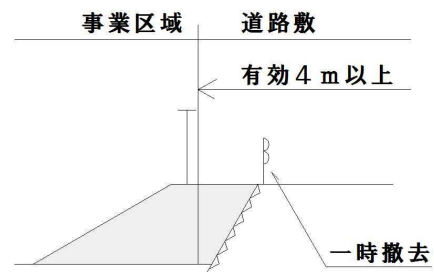
問 8 後退箇所^①の構造及び設置できるもの。

道路と後退箇所がフラットであるなど車両の通行に支障がなければ、舗装する必要はなく砂利敷でも可。車両の通行に支障がなければ、側溝、暗渠管等は設置可。

問9 現状で道路と事業区域との高低差がある場合。

後退が必要。

ただし、事業区域が道路より低い等の理由で道路にガードレール等の防護柵がある場合は、防護柵を後退箇所私有地に設置することはできないため、工事期間中のみ防護柵を撤去するなどの措置が必要と考えられるが、様々なケースが想定されるため、道路管理者と協議し決定することが必要。



10. 許可基準・審査（条例14条1項8号）関係

問1 反射光の検討方法。

答 夏至及び冬至等における反射光により検討すること。

問2 反射光の検討範囲。

答 範囲の規定はありませんが、周辺に被害がないよう検討すること。

問3 工事や搬入の時間、期間等の制限。

答 条例に基づく制限はありません。他法令を遵守してください。なお、説明会で近隣住民等に説明をし、要望等協議事項があれば守ってください。また、工事中に要望があった場合は真摯に対応すること。

問4 騒音規制基準。

答 規制の対象は、発電設備（太陽光や風力、系統用蓄電池など）及びその附属設備（パワーコンディショナやキュービクル、空調設備、送風機、蓄電池など）になります。

騒音の規制基準は以下のとおりです。規制区域は桐生市ホームページで確認してください。設置する設備の騒音値が基準を超える場合は、敷地境界で基準値以下となることがわかる計算結果を添付すること。

表：騒音規制基準

	昼間 (8時～18時)	朝・夕 (6時～8時・18時～21時)	夜間 (21時～6時)
第1種区域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	55dB

1 1. 審議会関係

問 1 審議会の審議委員及び内容は公表しているか。

答 桐生市情報公開条例により、請求があった場合に判断することになります。なお、審議委員については、個人に関する情報で公にすることにより、今後の審議会での審議に影響を及ぼす恐れや、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるため非公開としています。

問 2 審議会に出席可能か。

答 不可。(非公表のため。報道等も含む。)

問 3 審議会の開催時期。

答 1月、4月、7月、10月に開催予定。予定のため時期が前後することもあります。

問 4 審議会が不許可の判断になった場合。

答 審議会の意見を参考にし、最終的に市長が判断するため、審議会の判断と異なることもある。

問 5 審議会から許可までの日数。

答 審議会終了後、2週間程度で許可・不許可の通知。

12. 是正・措置命令関係

問1 罰則はあるのか。

答 ない。

問2 是正・措置命令に違反した場合。

答 是正・措置命令に応じる姿勢がないと判断した場合、許可を取消す。
許可を取消しした場合、その旨を関係機関（東京電力パワーグリッド(株)等）
に通知する。

問3 許可の取消しになる要件。

答 条例第27条第1項第1号から第7号に該当する場合。

問4 許可が取消された場合の電力会社との契約。

答 電力会社との契約に直接関与できないが、許可を取消した場合、その旨を関係機関（東京電力パワーグリッド(株)等）に通知する。